

定 款

(2022年6月28日 改定)

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社では、三洋工業株式会社と称し、
英文では、SANYO INDUSTRIES, LTD. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 建築金物および建築材料の製造販売
- (2) 住宅用機器の製造販売
- (3) 電気機器ならびに部品の製造販売
- (4) 化学製品の製造販売
- (5) 金属鍍金加工
- (6) 空調および換気装置の設計、製作、関係機器の製造販売ならびに工事請負
- (7) 建物の内装材料および外装材料の製造販売ならびに内外装工事請負
- (8) 防水材の製造販売ならびに防水工事請負
- (9) 体育器具、遊戯具の販売ならびに取付け工事請負
- (10) 電気製品、洋品雑貨、工芸品、内外装装飾品、窯業製品、家具および家庭用品の
販売
- (11) 太陽エネルギーを利用した機器の販売ならびに工事請負
- (12) 発電および電気の供給に関する事業
- (13) 前各号に関連する製品および原材料の輸出入
- (14) 建築工事業請負
- (15) 電気工事業請負
- (16) 計量法にもとづく環境計量証明事業
- (17) 土地建物の賃貸借および管理
- (18) 損害保険代理業
- (19) 前各号に掲げるものに附帯する一切の事業およびこれに関する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都墨田区に置く。

第 4 条 (機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告を行うことができない事
故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、800 万株とする。

第 7 条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第 10 条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第 11 条 (単元未満株式の売渡請求)

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 12 条 (株式取扱規則)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 13 条 (招 集)

当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ、これを招集する。

第 14 条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 15 条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

第 19 条（議事録）

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 20 条（員数および選任方法）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10 名以内、監査等委員である取締役は、4 名以内とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会でこれを選任する。取締役の選任については、累積投票によらないものとする。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該選任のあった定時株主総会決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 21 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第 22 条（任期）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再選を妨げない。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再選を妨げない。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 23 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部の取締役に委任することができる。

第26条（取締役会議事録）

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 第24条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第27条（取締役会規程）

取締役会の招集権者および議長、その他取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第29条（社外取締役の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第30条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第31条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第32条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第33条（監査等委員会議事録）

監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第 34 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

第 35 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 36 条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 37 条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

第 38 条（剰余金の配当等の除斥期間）

剰余金の配当および中間配当は、支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以 上

附則 第現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。